

令和3年12月17日

第18回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 令和3年12月17日(金) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 15名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博
6番 中村 謙一 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 14番 渡邊 正芳
15番 尾形 寅昭 17番 関 健一 19番 渡邊 友一
21番 齋藤 貴裕 22番 阿部 哲也 23番 宍戸 薫
5. 出席自粛の委員
2番 佐藤 秀雄 5番 加藤 良子 7番 野崎 俊幸
10番 渡邊 俊春 13番 菱沼寿美恵 16番 古関 恵子
18番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫 24番 芳賀 正寿
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 査 齋藤 明子
農地係長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第6号 「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、2番 佐藤秀雄委員、5番 加藤良子委員、7番 野崎俊幸委員、10番 渡邊俊春委員、13番 菱沼寿美恵委員、16番 古閑恵子委員、18番 安田善喜委員、20番 黒澤喜久夫委員、24番 芳賀正寿委員より出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、15名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第18回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

8番：浪岡真澄委員、21番：齋藤貴裕委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(69件)】

合計69件、令和3年12月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転4件の計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番(発言を求める。)

議長 4番(発言を許可する。)

4番 整理番号1番の案件ですが、譲渡人は会社員で申請地は他の方に貸していました。譲受人は元兼業農家で、今は専業で稲作中心に営農している状況ですので問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号2番と3番について説明申し上げます。どちらも譲受人は同じ方です。申請地は現在休耕地です。譲受人は会社役員兼農業で、親が過去に農業をしていた農地を、何らかの理由で手放した時期がありました。その農地をもう一度集め直し、農業をしたいということで。過去に求めた農地の保全管理はきちんとされているので問題なしと判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号4番の案件ですが、先月議案で承認された空き家に付随した農地に関する案件でございます。譲受人は会社員で、取得後はトマト等を作付けし、家庭菜園として利用する予定でございます。区域協議会では、問題なしと判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転7件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件の計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）

1 番 整理番号1番についてご説明します。申請地は譲渡人が相続で取得し、保全管理されていた農地であります。20年ほど前にこの農地の南北にかけて県道のバイパスができ、バイパス沿いに公共工事が実施されております。また、バイパス沿いにはガソリンスタンドやクリニック、一般住宅などが立地している場所であります。譲受人は一般貨物自動車運送事業者でありまして、現在借りている土地が大型トラックの出入りが難儀な状態であり、それを解消するためにこの土地を求めるものであります。現実的にこの農地は耕作することが難しい状況にあると思われ、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番の案件ですが、譲渡人のお母さんが以前野菜等を作っていた農地です。現在は耕作していないということで、譲受人に譲渡したいということであります。第3種農地ということで、区域協議会では問題なしと判断をいたしました。整理番号3番の案件ですが、譲渡人と譲受人の家は隣同士です。第1種農地ではございますが、面積はかなり小さく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号4番についてご報告いたします。申請地は譲受人の自宅に隣接しておりまして、他の土地や道路からは入りづらい場所で、譲受人でないと使えないような場所です。周辺農地への影響もないので区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号5番についてですが、10月の総会でソーラー発電所建設のための進入路ということで一時転用の申請がありました。今回は建設に関わる仮設休憩所および資材置場敷地としての一時転用で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号6番についてですが、申請のあった地区は道路沿いが宅地化されているところでありまして、譲受人は電気工事関係の仕事をしており、申請地は自宅の隣ということで、駐車場や資材置場に利用したいということです。こちらも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号7番の案件ですが、譲渡人は自営業であります。申請地は松川駅から350メートルほどの距離で、住宅地になっているところであります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。続いて整理番号8番の案件ですが、譲渡人と譲受人は親子であります。現在8人家族だそうで、現在の自宅の脇に譲受人が住宅を新築するということでございます。周辺農地への影響はございません。続いて整理番号9番の案件ですが、こちら譲渡人と譲受人は親子であります。現在の自宅は崖地になっており、同じ場所では新築できないとのことで、自宅の脇に新たに住宅を建てるということでございます。こちら周辺農地への影響はございません。以上3件について区域協議会において問題なしと判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号10番の案件でございますが、内容につきましては記載のとおりでございます。譲受人は譲渡人の娘さんの旦那さんで、分家住宅を建てるということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2 2 番	議長 2 2 番（発言を求める。）
議長	2 2 番（発言を許可する。）
2 2 番	整理番号 1 1 番の案件についてご説明いたします。譲受人は電力発電事業の業者でありまして旧吾妻高原牧場の風力発電関連案件でございます。資材を運ぶ際広い道路が必要ということで車両回転のための場所等を一時転用して利用するということとあります。一時転用する農地に鉄板を敷いて利用するというので、区域協議会でも確認しております。申請地は農用地と第 1 種農地でございますが、工期の間の一時転用ということで問題なしと判断いたしました。よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第 2 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号 1 番から 1 1 番までの 1 1 件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第 3 号について事務局の説明を求めます。
農地係長	6 ページをご覧ください。議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計 1 件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号 2 番、整理番号 1 番の 1 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4 番	議長 4 番（発言を求める。）
議長	4 番（発言を許可する。）
4 番	整理番号 1 番の案件ですが、河川災害復旧工事に伴う申請で、年内いっぱいまでの期間で一時的転用の申請をしていました。工事は予定通り終わるということですが、この敷地に敷いてある鉄板の撤去作業が年内に終わらないということで 1 か月延長するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第 3 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号 1 番の 1 件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第 4 号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7 ページをご覧ください。議案第 4 号 現況確認証明願出についての案件は、昭和 2 7 年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認でき

た案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番の案件についてご説明いたします。現地確認は区域担当委員と事務局職員が行っております。道路から離れた場所で調査書のとおり荒れているため、区域協議会では山林と判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番の申請地ではありますが、調査書の通り山の中です。区域担当委員と事務局職員で11月25日に確認した結果、山林と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号3番の案件ですが、前の所有者が平成17年に亡くなってから、相続した申請人も遠隔地のため耕作できず現在に至っている案件でございます。10月22日に申請地を確認して参りました。雑木が多く、竹なども繁茂しており、耕作は不可能だと判断し非農地扱いということで区域協議会では判断されました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。変更に当たっては、調査書のとおり、内容が農地法における転用基準を満たしているものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番につきましては、一昨年の台風19号により4メートルほど浸水した場所であり、市が買い上げて水門を設置したところであります。区域協議会では除外は適正なものとして判断しております。ご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番については、私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。4番一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号2番について説明申し上げます。今回の174筆に関しましては、基盤整備もされておらず、地権者も高齢になり、了解も得られていることから除外に関しては認められると判断いたしました。しかし工業団地の整備に伴い周辺地への影響が生じることが心配されるため、水路や農道等の確保に十分な対策を講じ、営農者等に対して適切に対応することをお願いしたいということで、区域協議会意見をあげさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号3番についてご説明いたします。申請地は第1種農地ですが、耕作されずに荒れている状態です。変更申出者の会社は地域貢献度が高く、地元でも信頼されているので問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号4番から7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号4番ですが、コンビニエンスストアの案件でございます。福島市役所吾妻支所から約430メートルの場所にあります。野田中学校近くの北側の場所にある第2種農地です。この付近はコンビニエンスストアが数軒ありまして、それほど必要かとの意見も出ましたが、地元の町内会長も通学路に面しているため、防犯上明るくなることはいいことであり、ぜひ作ってほしいという意見も踏まえ、区域協議会では問題がなければやむを得ないだろうと判断いたしました。整理番号5番ですが、露天駐車場として拡張したいという案件で既存する施設の拡張で特に問題なしと判断いたしました。整理番号6番ですが、中古車を置く場所の拡張工事に伴う案件でございます。所有者は耕作しておらず、問題ありませんが、周辺が梨畑であるため、農薬散布などでトラブルにならないように気を付けながら許可しようと区域協議会で確認いたしました。整理番号7番の案件ですが、所有者の農地に息子さんが分家住宅を建てるための除外でございます。区域協議会では問題なしと判断しております。以上です。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
	異議なしと認め、議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり決定いたします。
	4番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
4番	（入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。
	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
農地係長	10ページをお開きください。議案第6号 「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定についてですが、これは農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項の規定に基づき、松川開パで計画されております大規模太陽光発電事業について福島県知事より意見を求められたので、これを

決定するものであります。

(詳細説明)

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

松川開パの太陽光事業については、令和元年8月の非農地調査をはじめ、令和3年2月の農振除外においても大規模太陽光発電事業として関わってまいりました。農地転用に再エネ法を活用したことにより、農業委員会だけでなく、地域住民の代表者や国、県など関係機関が意見を出し合い、基本計画の合意がされました。令和2年5月から再エネ法の委員として参加いただきました19番から説明と、意見がありましたらお願いします。

19番

議長19番(発言を求める。)

議長

19番(発言を許可する。)

19番

ただいま事務局から説明ありましたが、松川開パの再生可能エネルギー法を活用した太陽光発電事業については、令和2年5月から再エネ協議会の委員として、現地説明会、農振区域からの除外、基本計画策定まで関わってきました。協議会では、松川地区地元委員の方から防災対策について、水の問題が中心となりましたが、事業者が計画したものが妥当かどうかの意見等が出ましたが、専門家の委員も入って議論を行いました。また、農林漁業の資する取組みの給付額の割合につきましても、吾妻開パと同等の3%で協議し、3%に決定いたしました。昨年12月22日の、令和2年度第5回協議会をもって、防災対策、資する取組みの給付額の割合について、事業者との協議が整いましたので、基本契約につきましても合意となりました。しかしその後、事業計画の変更、事業体制変更があり、令和3年3月20日に改めて基本計画が改定されたところです。先日事業者から説明を受けた後に、今回の設備整備計画の意見について話し合いを行いました。意見には事業者が、6ヶ月ごとに事業の進捗状況の報告をすることで、防災対策や安全対策を行っていることを市がきちんと確認して欲しいということも踏まえ、盛り込んでおります。その他、太陽光発電事業の進捗管理についてもきちんと役割を果たしてもらいたいので意見に入れております。意見については松川区域協議会でも協議し、了承済みであります。農業委員会から県知事に対して意見については、別紙ご覧ください。第1から第5までの5点の意見になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

8番

議長8番(発言を求める。)

議長

8番(発言を許可する。)

8番

吾妻開パ佐原地区では、他の事業所が先行して大規模太陽光発電事業工事が進められております。こちらでも再エネ協議会を作り、区域担当の農業委員や地元の区長も参加して、柔軟に打合せをしました。しかし実際に工事が始まると色々な苦情が出てきました。道路の破損や交通量の増加、通学時間帯にも資材搬入の通行が増えているなどの声が、地元の区長に寄せられています。その苦情を再エネ協議会に伝えたいが、なかなか協議会を開催してもらえない、声が届かないのが現状ですので、今回の松川開パでは工事が始まる前にその辺りをもっと柔軟に打合せをして苦情受入れ体制をきちんと取った方がいいかと思います。以上です。

議長

今の意見に対し、事務局長お願いします。

事務局長

約2年間かけて工事をし、その後20年続く事業でありますので、再エネ協議会は継続的に監視をしていく体制にはなっておりますが、担当課長には改めて話をしたいと思います。

議長 8番 議長 議長 議長 議長 農地係長 議長 会長職務代理

8番それでよろしいですか。

はい。

その他ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認め、議案第6号「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定について、原案のとおり決定いたします。この間、委員として関わっていただいた19番および松川区域の農業委員、農地利用最適化推進委員については、改めて感謝申し上げます。

次に、報告を事務局よりお願いします。

報告は、議案書20ページ報告第1号から30ページ報告第8号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

（会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第18回総会を終了いたします。

（午後 2時35分）

令和3年12月17日

これは、福島市農業委員会第18回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 8番 _____

議事録署名人 21番 _____